

定款「公告の方法」の定め方のバリエーション

NPO 法には、公告の方法について「官報によらなければならない」と定めていることが二つあります。

解散時の債権者への公告（法第 31 条の 10）と清算時の破産手続き開始決定の公告（法第 31 条の 12）です。「官報」は公告の方法の一般的な方法でもあります。

このため、定款から「官報」を削除することは避けるべきです。

今回、貸借対照表の公告を毎年しなければならなくなりましたので、「官報」掲載を必須とする内容も記載した定款の条文のいくつかの事例を参考資料として掲載します。

A) 「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

但し、貸借対照表の公告は、〇〇に掲載して（あるいは「〇〇によって」）行う。

定款変更のモデルとして掲載している条文です。公告の方法の原則を記載し、貸借対照表の公告方法をただし書きで追加しています。

B) 「この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続き開始決定の公告は官報に掲載しておこなう。」

あるいは

「この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第31条の10及び第31条の12の公告は官報に掲載して行う」

この条文では、貸借対照表の公告を含めての公告はホームページで行うという原則ですが、NPO 法に規定された官報掲載についてはただし書きで記載するという内容で、これも可能です。

C) 「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載しておこなう。ただし、貸借対照表の公告は法人のホームページによって行い、特定非営利活動促進法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。」

この条文は、公告の基本文は掲示とホームページですが、NPO法に規定された条項は官報に、貸借対照表の公告はホームページ一だけとしてただし書きとして付加したものです。

※定款変更に係る附則を定款の最後に付ける場合は、以下の文面を参考にしてください。

附則（平成〇年〇月〇日社員総会（あるいは「総会」）議決）

この定款は、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行日（あるいは「改正法附則の第 2 号施行日」）から施行する。

（届出書の新旧対照表には、変更する本文のみ記載で、上記の附則は記載する必要はありません。）

「公告の方法」以外の条文も併せて変更する場合（内容が認証申請を必要とする場合を除く）
附則は以下の文面になります。

附則（平成〇年〇月〇日社員総会（あるいは「総会」）議決）

この定款は、社員総会（あるいは「総会」）議決の日から施行する。但し、第 54 条後段ただし書きの規定は、改正法附則の「第 2 号施行日」（あるいは「改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行日」）から施行する。

（届出書には、変更する本文のみ記載で、上記の附則は記載する必要はありません。）